

《特別採捕許可申請を行う際に必要な書類》

1 特別採捕許可申請書（必須）

特別採捕許可申請書（神奈川県漁業調整規則取扱要領第 26 号様式）を
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/cnt/f533191/p914559.html> からダウンロードして作成してください。あわせて記入例を御参照ください。

2 特別採捕許可申請書第 26 号様式の添付書類は、次の範囲内です。

（神奈川県漁業調整規則取扱要領 第 15）

（1）事業計画書（必須）

調査の目的、内容を具体的に示してください。また、以下の内容も記載してください。

- 調査漁具図：漁具の規模、数、網等を用いる場合は目合を示してください。採泥器の場合は採泥面積を記載してください。
- 調査海域図：採捕区域が表記された地図、あるいは採捕位置の緯度経度を含めて記載してください。なお、河川等での採捕を行う場合、橋脚等の明確な目印を調査範囲基点とする場合は、調査区域図への緯度経度の記載は不要です。
- 採捕に従事する者の氏名及び住所：
船舶を使用される場合には船舶の所有者（操縦者など）も加えて記載してください。

（2）許可を受けようとする者の住民票又は登記簿謄本（発行後 3 月以内のもの）

要求があった場合に提出してください。

（3）県外で登録された漁船を使用する場合は、漁船原簿謄本（発行後 3 月以内のもの）

本県に漁船登録をしている漁船を使用する場合は、申請書に漁船登録番号を記載していただければ謄本の提出は不要です。

（4）使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書

申請者の所有船舶ではない船舶を使用する場合に必要となります。使用期間、使用目的なども記載してください。記入例を御参照ください。

（5）漁船でない船舶を使用する場合は、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査済票の写し

船舶の用途が、「小型兼用船」等の「漁船登録されており、かつ漁ろう以外の用途にも用いる船舶」の場合は、申請書には、漁船登録番号を記載して申請してください。

（6）漁船でない船舶を使用する場合は、小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）に基づき登録した船舶については、登録事項を記載した登録事項証明書（全部又は一部（発行後 3 月以内のもの））、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）に基づき登録した船舶については、船舶原簿謄抄本（発行後 3 月以内のもの）

- (7) 共同漁業権の漁場の区域において、当該区域に係る漁業法第 105 条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が申請しようとしている試験研究等について同意等していることを証する書面の写し。ただし、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。

共同漁業権内で採捕を行う場合は漁業権者の同意書が必要となります。記入例を御参照ください。

- (8) 採捕に従事する者に日本国籍を有しない者が含まれる場合は、その者が出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 により交付された在留カードの写し

採捕に従事できる在留資格を確認するために必要です。

(外国人漁業の規制に関する法律第三条第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件：農林水産省告示第八百五十七号)

- (9) 国又は地方公共団体からの委託の場合、委託契約書の写し

契約締結後の両者の押印のある契約書（特記仕様書等を含む）の写しが必要です。なお、委託金額は不要なので黒塗りしていただいても結構です。

- (10) 申請しようとする者が法人の場合は、その行う事業等の概要

定款や事業計画等、具体的な取り組みがわかるものを提出してもらうことがあります。

- (11) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 29 条の博物館に相当する施設の指定を受けている場合は、そのことを証する都道府県教育委員会等の通知の写し